

教 育 委 員 会 会 議 提 出 議 案

第 2 1 号

福岡県教育振興審議会への諮問について

このことを、別案のとおり提出する。

令 和 8 年 4 月 9 日

教 育 長

(理由)

福岡県教育振興審議会規則（平成 3 1 年福岡県教育委員会規則第 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、福岡県教育振興プランの策定について諮問するものである。

(案)

8 教 イ 第 3 号
令和 8 年 4 月 2 3 日

福岡県教育振興審議会 殿

福岡県教育委員会

福岡県教育振興プランの策定について（諮問）

県教育委員会では、本県の学校教育の振興のための施策の基本的な方向性や考え方、重点的に取り組む施策を示した福岡県学校教育振興プランを平成 27 年 12 月に策定しました。また、その後の学校の I C T 環境整備、教職員の働き方改革、子どもの実態の多様化等に対応するため、令和 4 年 3 月に改定し、学校教育の振興に取り組んできました。

改定後 4 年を経て、学力や体力の向上など一定の成果が見られているところですが、教育を取り巻く環境の変化は目まぐるしく、より加速化しています。

とりわけ、生成 AI の飛躍的な発展は、社会の在り方を大きく変えることが予想されています。これからの子どもたちは、確かな学力に加えて、A I に代替されない力として、例えば言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力や他者と協働する力などの基盤的な力を、より着実に身に付けていくことが求められています。

また、特別な教育的支援を必要とする子ども、日本語指導が必要な子どもの増加はもとより、不登校児童生徒数の増加は著しく、子どもが置かれた状況は、よ

り多様化する傾向にあります。こうした実態に向き合うとともに、こうした多様性を前提としながら、誰一人取り残されることなく、一人一人の可能性が最大限に引き出される教育を、一層推進する必要があります。

さらに高等学校の分野においては、高等学校等就学支援金制度の拡充、いわゆる高校無償化による影響や、進行する少子高齢化・労働力不足を背景に、地域の人材育成の要としての役割を担ってきた県立高校教育の振興が急務となっています。本年２月には国から高校教育改革に関する基本方針として、地域の産業界等と連携した専門高校の機能強化、普通科高校の魅力向上、多様な学習ニーズへの対応などについて示され、本県においても実行計画を策定し、地域の実情に応じた取組を推進することが求められております。

そして、様々な教育をめぐる課題に対して、これまで以上に地域や家庭、産業界、大学等、関係首長部局と様々な連携や総合的な取組が必要となっており、県教育委員会として、学校教育のみならず、社会教育等を含めた広い観点での教育振興を一体的に進めて行く必要があると考えます。

よって、このたび、本県教育の新たな羅針盤となりうる福岡県教育振興プランについて、貴審議会において、委員の皆様の様々な見地から、その内容について御審議いただきますようお願いいたします。

なお、審議の際には、当プランが教育基本法第 17 条第 2 項に定める本県の教育振興基本計画となることを視野に、国の「第 4 期教育振興基本計画」を参酌し、「福岡県総合計画」や「福岡県こども計画」等との整合性を図りながら、取り組むべき内容の基本的な方向性及び方策について、総合的かつ体系的にまとめ、答申いただくよう、ここに諮問いたします。

福岡県教育振興審議会 今後のスケジュールについて（案）

【教育振興審議会】

令和8年

- | | | |
|----------|-----|---------------------------|
| 4月23日（木） | 第1回 | 福岡県教育振興プランの策定について（諮問） |
| 5月 | 第2回 | 審議 |
| | 第3回 | 審議 |
| 11月頃 | 第4回 | 福岡県教育振興プラン答申（案）について |
| 1月頃 | 第5回 | 福岡県教育振興プランについて（答申） |
| 2月～4月 | | 福岡県教育振興プラン発表（福岡県総合計画と同時期） |